

(短期退職時の手数料の取扱い)

第8条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

1ヵ月未満で退職した場合 80%に相当する額

3ヵ月未満で退職した場合 50%に相当する額

6ヵ月未満で退職した場合 30%に相当する額

(6ヵ月以上就業した場合は、紹介手数料の返戻は行なわないものとする。)

- ② 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとする。なお、当該退職が支払い前であっても、甲の支払い債務は消滅しないものとする。